土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する細則

（目　的）

第１条　この細則は、日本土地家屋調査士会連合会（事業及び財務等の）情報公開に関する規則第４条及び土地家屋調査士専門職能継続学習運営規則第３条第４号の規定に基づき、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）が公開する情報の範囲及びその方法について必要な事項を定めることを目的とする。

（公開する情報）

第２条　連合会は、土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員ごとの学習履歴を年度ごとに当年度分及び過去５年度分公開することができる。

２　連合会は、次に掲げるものを公開する。

(1) 調査士会の会員の氏名及び登録番号

(2) 年度ごとのＣＰＤポイント

(3) その他連合会が相当と認めた事項

（公開の方法）

第３条　連合会は、調査士会の会員ごとに「土地家屋調査士専門職能継続学習 認定基準表」の各項別に取りまとめたＣＰＤポイントを公開することとし、連合会が運営するウェブサイトに掲載して行うことができる。

２　調査士会は、連合会がウェブサイト上に公開しているＣＰＤポイントに関するページへ、リンクさせることができる。

（調査士会からの情報の提供）

第４条　連合会が公開する内容は、調査士会から情報の提供を受けることができる。

（情報公開の期間）

第５条　連合会は、第２条の情報を常時公開するものとし、公開事項に変更があったときは、遅滞なくこれを更新する。

（情報公開の中止等）

第６条　連合会は、公開することが不相当であると認める場合には、これを公開せず、又は公開を中止することができる。

（理事会への委任）

第７条　この細則に定めのない情報の公開に関する事項については、理事会で定める。

（細則の改廃）

第８条　この細則の改廃は、理事会の決議による。

附　　則

（施行期日）

１　この細則は、平成21年４月17日から施行する

附　　則（第2条、第3条）

（施行期日）

この細則は、平成28年4月17日から施行する。

附　　則（第2条、第3条）

（施行期日）

この細則は、令和7年5月9日から施行する。